

クレーン等に係る事故報告事案の発生状況（平成 30 年 4 月以降）

発生時期	所轄署	事故の分類	被災者
平成 30 年 5 月	那覇	移動式クレーンの転倒 ＊安全装置を無効化し、作業半径を超える位置にあった梁鉄筋（約 0.6t）をつり上げ、その後旋回と、主ブーム及びジブを起こす操作を同時に行っていたところ、ジブが後方に引っ張られ、外部足場にもたれかかる状態で停止した。	なし
平成 30 年 7 月	沖縄	移動式クレーンの転倒 ＊安全装置を無効化し、砕石が入ったホッパー（約 0.8t）をつり上げ、旋回したところ、過負荷のため転倒した。	なし
平成 30 年 7 月	那覇	移動式クレーンの転倒 ＊鉄筋（0.57t）をつり上げ、所定の位置に下ろそうとブームを下げた際、過負荷防止装置が作動したため、これを無効化し、ブームをさらに倒したところ、過負荷のため転倒した。	なし
平成 30 年 8 月	八重山	移動式クレーンの転倒 ＊貨物フェリー船内にて積載型トラッククレーンを使用して長さ約 9 m の鉄筋の束（約 0.9t）を積み込む作業を行っていたところ、過負荷のため転倒した。	なし
平成 30 年 8 月	八重山	浮きクレーンのジブ倒壊 ＊海底からアンカー（4.3t）を海上に吊り上げ、陸側へ旋回し、海底にアンカーを降下した直後、ガントリーの後脚上部ラグプレート（ペンダントロープのシーブ架台）が腐食により破断し、ジブが倒壊した。	なし
平成 30 年 9 月	沖縄	移動式クレーンの転倒 ＊台風対策のため、クローラークレーン（つり上げ荷重 100 t）のジブを約 70 度まで下げ、当該ジブの 2 方向に各 1 本ワイヤロープを取付け、その反対端部を H 鋼と繋ぎ固定し転倒を防止することとしていたが、強風により当該クレーンが押し出されたことで当該ロープが破断し、当該クレーンが転倒するに至った。	なし

計 6 件

{	移動式クレーンの転倒	5 件
	浮きクレーン（F D クレーン船）のジブ倒壊	1 件

※上表の「事故の分類」は、労働安全衛生規則第 9 6 条第 1 項第 4 ～ 1 0 号によるもの。